



### たばこのポイ捨ても不法投棄です

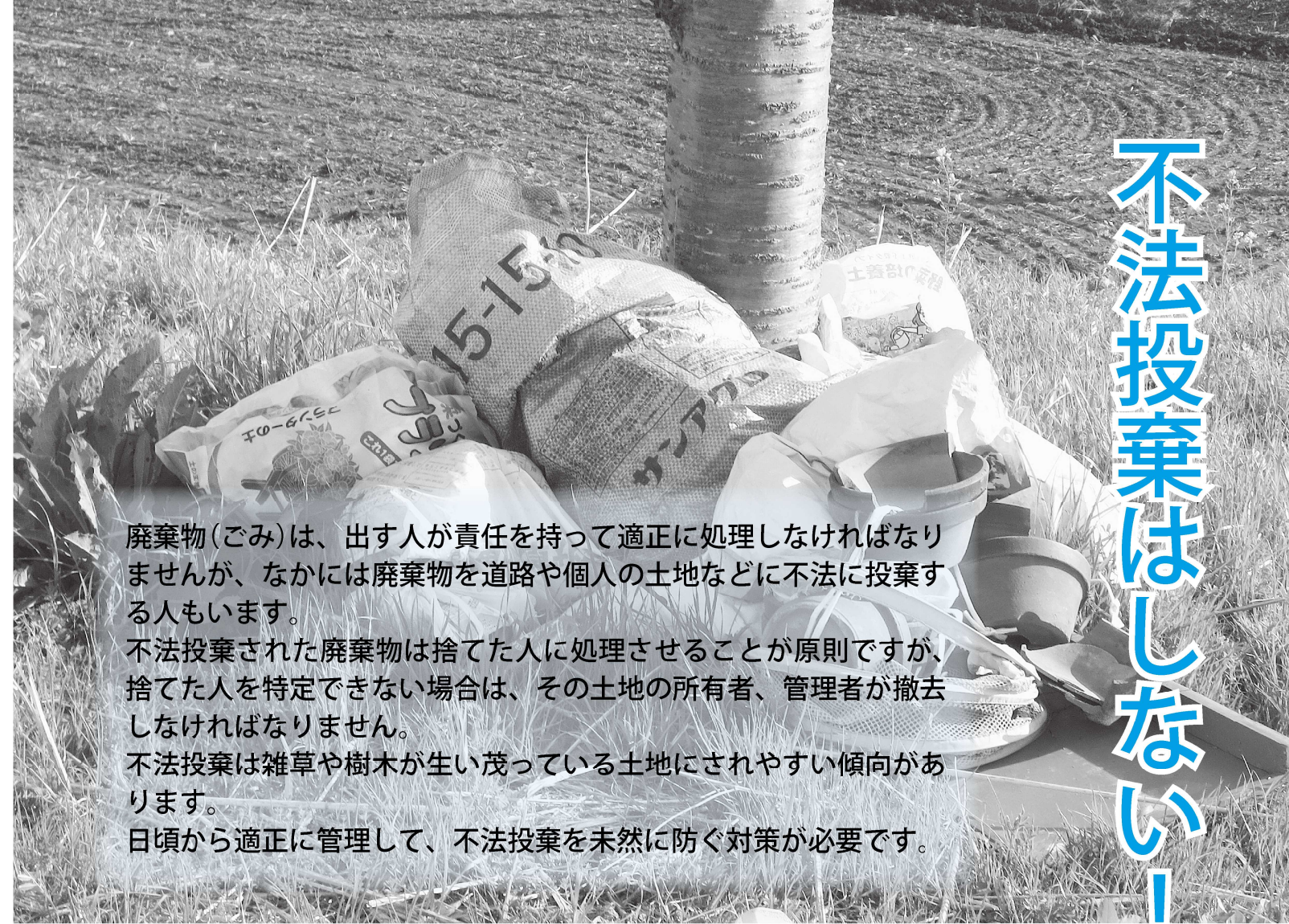
駅前、公園、道路、側溝などで、タバコの吸い殻を見かけることはありませんか。

ポイ捨ては、さまざまな法律により禁止され罰せられる行為です。捨てられたタバコは2年経っても38%しか分解されず、完全に分解されるまでには10年程度かかるといわれています。景観を損ねるだけでなく地球環境を悪化させ、時には火災の原因にもなります。

吸い殻は安易に捨てず、喫煙マナーを心がけ、安全できれいなまちづくりにご協力をお願いします。

### 不法投棄に関する法律などの一例

- ▼**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**  
第16条 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない  
【罰則】5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科する
- ▼**軽犯罪法**  
左に該当する者は、これを拘留または過料に処する  
第1条25 川、溝その他の水路の流通を妨げるような行為をした者  
【罰則】拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘留する  
過料は、1,000円以上10,000円未満とする
- ▼**河川法施行令**  
第16条の4第1項 何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない  
第2号 河川区域内の土地に土砂(砂を含む)またはごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること  
【罰則】3か月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ▼**板倉町美しいまちづくり条例**  
第8条 何人も町内にポイ捨てをしてはならない  
【罰則】原状回復の命令に違反した者は、30,000円以下の過料に処する
- ▼**不法投棄を発見したら**  
○群馬県産業廃棄物110番  
0120-81-5324  
○群馬県警察 館林警察署  
0276-45-0110
- 問合せ 環境下水道係  
82-6132



不法投棄はしない!

廃棄物(ごみ)は、出す人が責任を持って適正に処理しなければなりません。なかには廃棄物を道路や個人の土地などに不法に投棄する人もいます。不法投棄された廃棄物は捨てた人に処理させることが原則ですが、捨てた人を特定できない場合は、その土地の所有者、管理者が撤去しなければなりません。不法投棄は雑草や樹木が生い茂っている土地にされやすい傾向があります。日頃から適正に管理して、不法投棄を未然に防ぐ対策が必要です。

### 資源ごみの集団回収を実施しませんか

資源ごみ集団回収とは、町民の皆さんで構成する町内の団体(行政区、子ども会育成会、老人会など営利を目的としない団体)が実施する、家庭から出された古紙などの資源ごみを回収することです。町では、ごみの減量化と再資源化を図るため、この資源ごみの集団回収を推奨しており、回収量に応じて各団体へ助成金を交付しています。

#### ■対象となる資源ごみと助成金額

- 古紙類 → 5円/kg  
【古紙類の例】新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック
- アルミ類 → 20円/kg
- ビン類 → 5円/本
- 【注意】家庭から出されたものが対象です。  
※ごみステーションに出されたごみや、商店など業務用として集められたものは、対象外となります。



#### ■町の公用車(軽トラック)の貸し出し

資源ごみ集団回収を実施する団体に対し、町の公用車(軽トラック)の貸し出しを行っています。ただし、町の公務による使用予定が入っていないときに限ります。使用を希望する場合は、事前に環境下水道係へお問い合わせください。

### ごみステーションへの不法投棄



地域のごみステーションへ捨てられた一例です。ごみステーションへは分別を行い、指定された日に出すことで収集されます。ルールを守らず投棄されたごみは、地域のかたが分別や片付けを行い、とても大変な思いをしています。ごみ出しルールを守ることで処理ができますので、ご協力をお願いします。

### 堤防や水路への不法投棄



### 空き地への不法投棄



させない!